

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区江原町一丁目四八番地、最後の住所大阪府柏原市平野一丁目二番八〇五号バナグレーブ

被相続人 亡 安田 邦弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

大阪府大阪市中央区今橋一七一一四堺筋北浜宗田ビル三階 新陽法律特許事務所

相続財産清算人 弁護士 川端さとみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府岸和田市土生滝町六九四番地、最後の住所大阪府岸和田市積川町三五八番地

被相続人 亡 上田伊三夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

大阪府北区中崎西二丁目一番一号ゼネラルビル三階

相続財産清算人 弁護士 高砂健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区妙香寺台一番地、最後の住所兵庫県西宮市津門住江町六番一九号磯野方

被相続人 亡 武島 弘志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

兵庫県尼崎市塚口町一丁目一四番一〇号塚口サンプラザビル二〇二 清藤法律事務所

相続財産清算人 弁護士 清藤 律司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市長田区長田町三丁目二番、最後の住所兵庫県神戸市長田区長田町三丁目二番一九一〇一〇号

被相続人 亡 津田 純一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

兵庫県神戸市中央区多聞通三丁目二番九号甲南スカイビル七〇一〇号 くすのき法律事務所

相続財産清算人 弁護士 平野 晃子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市備中町平川四九五〇番地二、最後の住所岡山県玉野市日比一丁目七番一〇号

被相続人 亡 谷本 博昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

岡山市北区南方一丁目四番三三〇 アストロビル四階 藤浪法律事務所

相続財産清算人 弁護士 上田 優

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県江田島市大柿町飛渡瀬八八九番地、最後の住所広島県西区井口台一丁目二〇番二〇一〇一〇号セジュール西B棟

被相続人 亡 長石 邦和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年七月十日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

広島県西区南観音町三番四一三〇二号 相続財産清算人 司法書士 大平 晴香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉北区下富野五丁目二七番、最後の住所福岡県北九州市小倉北区下富野五丁目二七番四号

被相続人 亡 平橋富士夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

福岡県北九州市八幡西区黒崎三丁目二番二号菅原第2ビルディング4F A号室 相続財産清算人 弁護士 林 英敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮崎県日向市永江町一丁目八八番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡 日高 昌則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年五月八日

宮崎県宮崎市丸島町二二二AKHR三〇 一 相続財産清算人 弁護士 宮本 広志

所有者不明土地管理人による供託公告

非訟事件手続法第九十条第八項の規定により、次のとおり供託しました。

一 対象土地 奈良県磯城郡田原本町大字八尾七六七番三、七六七番四

二 供託所 奈良地方方法務局中和支局

三 供託番号 令和八年度金第八号

四 供託金額 一、四〇二、二一〇円

五 裁判所 奈良地方裁判所葛城支部

六 事件名 所有者不明土地管理命令申立事件

七 事件番号 令和七年（チ）第一号

令和八年五月八日

奈良県生駒市元町一丁目六番一二号 生駒セイセイビル六階 生駒総合法律事務所

所有者不明土地管理人 上崎 智代

不在者財産管理人による供託公告
家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 朴 東洙

二 国籍 中華人民共和国

住所 中華人民共和国吉林省延吉市新興街梅花委七組

生年月日 一九五七年十一月二十日

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和八年度金第一一三三三

四 供託金額 二四〇万八二一七円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和二年（家）第七一三〇九号

令和八年五月八日

東京都千代田区東神田一丁目五番二号黒崎ビル九階わかぎ法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 有坂 秀樹

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一 不在者 國友 順子

住所 福岡県福岡市今宿町一二一七の一

生年月日 昭和二十二年十月十九日

二 供託所 福岡法務局

三 供託番号 令和八年度金第七二二二

四 供託金額 金四二四万二一八円

五 裁判所 福岡家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和六年（家）第七三二八号

令和八年五月八日

福岡市中央区舞鶴三丁目六番二三一三〇五号 不在者財産管理人 司法書士 野中 哲郎

前払式特定取引業の会員契約上の地位の譲り受けのお知らせ
当社は、令和八年五月七日付にて株式会社東日本セレモニーより、割賦販売法に基づく前払式特定取引業の神奈川県横浜市中区、泉区の会員の契約上の地位の譲渡を受けました。今後前述の会員の方々の権利義務につきましては当社が責任を持って継承させて頂くことをお知らせいたします。

なお、異議のある方は文書にて令和八年六月八日までにご連絡ください。

令和八年五月八日

譲受人 神奈川県川崎市川崎区本町一丁目九番一〇号

株式会社セレモジャパン

代表取締役 渡邊 正典

譲渡人 神奈川県横浜市中区高砂町二丁目二四番地

株式会社東日本セレモニー

代表取締役 渡邊 正典